

令和6年度特別支援教育就学奨励制度のご案内

1 特別支援教育就学奨励費とは

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨を更に推進し、一定の条件を基に学用品費などを支給することで、保護者の経済的負担の軽減と特別支援教育の普及・奨励を図ることを目的としています。

※ 所得制限があります。

2 支給を受けられる人

- ① 越谷市立小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒又は、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当し、越谷市立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒の保護者
- ② 令和5年分の収入に対する税金(市区町民税・県民税)の申告が済んでいる。注)1
- ③ 生活保護及び就学援助を受給していない。※就学援助等の認定が優先となります。

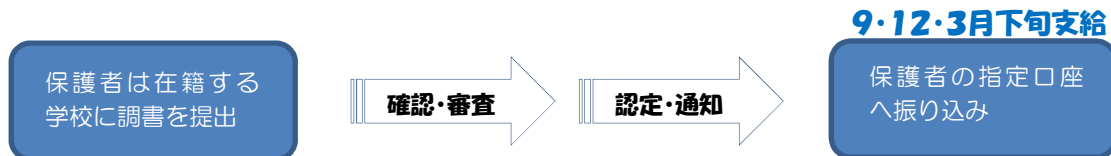
注)1 未申告の場合は、審査ができませんので至急申告をしてください。

3 支給費目

- ①学用品購入費 ②通学用品購入費 ③新入学児童生徒学用品費
- ④校外活動費（宿泊無） ⑤校外活動費（宿泊有） ⑥修学旅行費 ⑦学校給食費
- ⑧通学費 ⑨職場実習交通費 ⑩交流学习交通費

※①②③については、学校への領収書の提出が必要となります。領収書の提出がない場合、支給されません。(ただし、学級費等を領収書に代える場合もあります。)

4 手続きの流れ



5 提出書類 ※児童・生徒1人につき1枚提出してください。

『特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書』

※調書は学校からお渡します。辞退の場合も必ず提出をお願いします。

※本制度を希望する方は、就学援助費の申請も併せて行ってください。就学援助費の対象者になった場合は、就学援助費が優先となります。

《該当する方のみ必要》

◎世帯の中で令和6年1月1日現在越谷市に住民登録がなかった方

『令和6年度市・県民税課税証明書』 ※封筒等に入れ、封をして提出してください。

所得金額、所得控除金額が記載されているものがが必要です。なお、令和5年12月31日現在で19歳以上の方全員分（非課税の方も含む）が必要となります。

※令和6年1月1日現在で住民登録をしていた市区町村で課税証明書は発行されますが、概ね6月上旬になると思われますので、用意ができましたら速やかに学校、又は学務課に提出してください(6月末日必着)。

6 提出期間 令和6年4月12日(金)から令和6年5月31日(金)

※中途転入は随時受付します。

7 提出先 在籍している小・中学校

8 問い合わせ 越谷市教育委員会学務課 048-963-9281 (直通)